

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

秋田県鹿角市十和田毛馬内字中陣場51-2
有限会社杉本建設

2. 指名停止措置期間

平成27年12月4日から平成28年3月3日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要：

有限会社杉本建設は、平成25年8月6日付けで東北森林管理局米代東部森林管理署長と契約した荒川林道改良工事において契約期間内および履行遅延に伴う工事完成日までに工事を完成させることができず国有林野事業工事請負契約約款第46条第1項第5号により、平成25年12月27日付けで契約解除となった。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号（不正または不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正または不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070